

改正後	改正前
<p>(鉛の濃度の測定の方法等) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定の方法等) 第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。)別表第三第一号3若しくは6又は同表第二号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物(以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定 測定基準第十条第五項各号に定める方法</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(鉛の濃度の測定の方法等) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定の方法等) 第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。)別表第三第一号6又は同表第二号2、5、8の2から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物(以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定 測定基準第十条第五項各号に定める方法</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>